

アシスト

発行: JP-MIRAI(責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム)相談窓口「アシスト」
電話 : 050-3196-5169



H P : <https://jp-mirai.org/jp/>

今月のキーワード

「ビジネスと人権」とは何ですか？

「ビジネスと人権」に関心が高まっています。JP-MIRAI アシストも、この考え方に基づいて、外国人の相談・救済に取り組んでいます。「ビジネスと人権」とは何かを一緒に考えてみましょう。

■「ビジネスと人権」の3本柱

ひとことで言うと、人権に関する国際基準の一つです。「ビジネスと人権に関する指導原則」として2011年に国連で採択されました。

その内容は、次の三本柱からなっていますが、ポイントは2番目です。企業も人権保護に責任を持つべきだという考え方を宣明したのです。

図表1 ビジネスと人権の三本柱

I	国家の責任
II	企業の責任
III	個人の救済

■企業の人権リスク

企業は、人権侵害を起こすつもりで事業活動を行うことはないとしても、事業活動を通じて間接的に負の影響を与えることがないとはいえません。国外のサプライチェーンはわかりにくいので注意が必要ですが、自社内の職場においても、違法状態を放置し、大きな人権侵害を招いてしてしまうこともあるので日頃の取組が必要です。

図表2 企業における人権リスクの例

自社内・職場	サプライチェーン
ハラスメント	強制労働
雇用差別	環境汚染 等
長時間労働	製品・サービス
労働安全衛生違反	情報格差
技能実習法違反 等	個人情報保護違反等

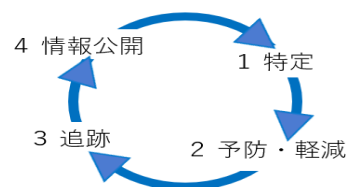
■企業は何をすればいいですか

第1に、自社において「人権侵害を起こさない」という方針を決定することです。

第2に、そのために、図表3に掲げる人権保護の4ステップの取組（これを「人権デューデリジェンス」といいます）を実施することです。

第3に、万が一一人権侵害が生じた場合には、適切な相談・救済措置を提供することです。

図表3 人権を守る4つのステップ
(人権デューデリジェンス)



わが国においても「行動計画」(2020年)が定められ、企業に取組が期待されています。

各企業において、人権を守る取組を始めましょう。外国人の人権についての相談・救済については、JP-MIRAI アシストを活用ください。

今月のニュース

在留資格認定証明書の有効期間の取扱が変更になります

新型コロナの影響により我が国への入国が遅れる方がいることに配慮し、出入国在留管理庁は入国に必要な在留資格認定証明書（以下「証明書」といいます）の有効期間の延長措置を講じてきましたが、6月22日、その見直しを公表しました。その概要は次のとおりです。

（1）8月から「有効期間」の取扱を変更

従来、2020年1月以降に作成された証明書について、有効期間を延長する特例措置が講じられてきました。今回の見直しでは、次表A、Bのとおり、7月作成のものまでは従来措置を延長しますが、Cのとおり8月1日以降作成のものについては「3か月間有効」へと取扱が変更されます。

証明書作成時期	有効期間	見直し
A.2020/1/1から 2022/4/30まで	2022/10/31まで 有効	従来措置を 延長
B.2022/5/1から 2022/7/31まで	6か月間有効	従来措置を 延長
C.2022/8/1以降	3か月間有効	取扱を変更

（2）「簡素な手続き」の見直し

従来、上記の表のA、Bの特例の期間を経過した方であって、前回の申請内容から変更がない場合については、簡易な手続き（注）により在留資格認定証明書の交付申請が可能とされてきましたが、この取扱は2023年1月31日までで終了することになります。

（注）①従前の証明書と②受入機関等が作成した証明書の提出があれば、速やかに交付する手続き

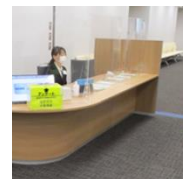
今月の最前線

FRESC を訪問してきました

7月を迎えたある日、「外国人在留支援センター（FRESC）」を訪問してきました。

同センターは、外国人にかかわる在留相談や労働相談、人権擁護などあらゆる政府の窓口を一元的に集めた画期的な施設として一昨年設置され、今年の7月6日で設立2周年を迎えることになったからです。同センターを訪問し、担当の方から、

これまでの運営状況や今後の抱負を伺い、利用者に対するメッセージもいただきました。



<外国人在留支援センターの概要>

住所：新宿区四谷1-6-1 四谷タワー内

電話：0570-1011000

開庁時間：9:00～17:00（土日祝は休み）

- 出入国在留管理庁：政府の共生施策の一情報提供や出入国記録・外国人登録原票の開示請求など
- 東京出入国在留管理局：外国人及び外国人を雇用したい企業の在留相談など
- 東京法務局人権擁護部：外国人の人権相談など
- 日本司法支援センター（法テラス）：外国人の法的サポートなど
- 東京労働局外国人特別相談支援室：外国人の労働相談など
- 東京外国人雇用サービスセンター：留学生や高度人材等の職業相談など
- 外務省ビザ・インフォメーション：査証相談など
- 日本貿易振興機構（ジェトロ）：外国人を雇用する企業支援サービスなど

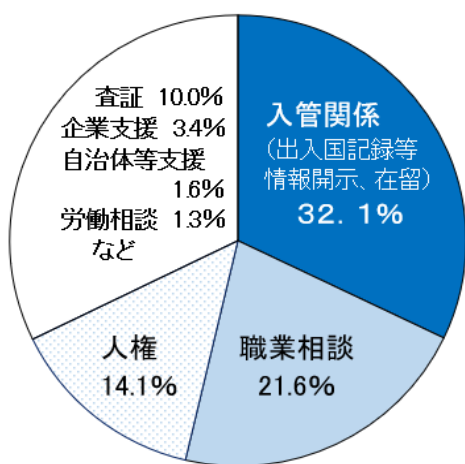
Q 日本で初めての施設で、大変でしたか？

A:開設に漕ぎつけたところ“コロナ禍”となり心配しましたが、本施設の趣旨が理解され多くの利用を頂きました。

Q この2年間の相談状況はいかがですか？

A:フレスクにおける2020年12月以降の相談対応数は、123,868件で、うち来所は34,735件です。相談内容別には、次図のとおりで、①入管関係、②職業相談、③人権相談の順序となっています。

図表 FRESK における相談内容



Q 「窓口一元化」による相談の効果は？

A:例えば、「仕事を探したい」といって外国人雇用サービスセンターに来られた方に、どのような在留資格を必要とするか東京入管で情報提供することができます。

解雇されたという相談が東京労働局の特別相談支援室にあったときにも、在留資格の相談は東京入管と連携が取れます。

通常であれば、地方出入国在留管理局とハローワークや労基署を行き来しなければいけないところ、FRESKであれば1か所で相談したり、複数の機関の担当者が同席で相談したりすることもできます。

外国人の方はもちろん、私たち職員もとても便利だと感じています。

Q 外国人を支援する支援機関や企業の方の FRESK の利用法を教えてくださいませんか？

A:東京入管の在留相談を例にとりますと、外国人本人の相談だけでなく、支援機関の方が同席することもよくあります。もちろん企業の方の相談もOKです(予約制)。

「四谷に来るのが大変」という方や地方の方は、オンライン相談(予約制)もできます。

このほか、地方出入国在留管理局・支局には、受入環境調整担当官が配置されており、地方公共団体が一元的相談窓口における業務を円滑に行えるよう地方公共団体職員等に対して相談業務に関する研修を行ったり、相談員同士の意見交換の場を設けるなどしています。

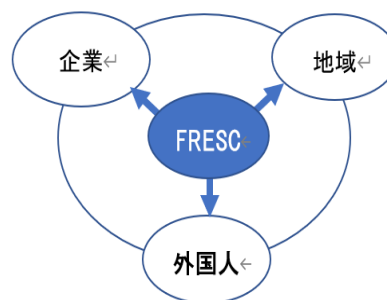


Q 最後に、今後の抱負と利用者の方へのメッセージをお願いします。

A:本年6月、外国人の受入れ・共生のための「総合的対応策」がまとめられ、今後5年間の「ロードマップ」も決められましたが、その中でFRESKとしては、外国人に対する「情報発信・外国人向けの相談体制の強化」に取り組み、外国人が必要とする環境を整備したいと考えています。

また、FRESKの情報が「外国人に届く」ようにすることが大切です。支援機関や企業の皆様には広報・周知により繋いでいただくようお願いします。

図表 FRESK と支援機関等との連携



今月の相談事例

「清掃代を払わないといけませんか？」

ここでは、外国人や外国人にかかわる方からよくある相談事例について、掲載し、課題や対応方法を考えてみることにします。

■どんな状況でしたか

技能実習を終えて帰国する A さんは、実習中は家賃をきちんと支払ってきました。しかし、帰国する日が決まったら「部屋の清掃代」として 40,000 円を請求されました。

■どんな課題がありましたか

A さんは約束通り毎月の支払いはきちんとしてきたし、家を汚く使った覚えもなく、掃除代を取られることが納得できませんでした。もしかしたら、技能実習 3 号として残ることを断ったため、わざと支払いを求めてきたのかと思いました。

「清掃代は、誰が支払うべきですか？」と、腹立たしそうに相談室にやってきました。

■どう支援しましたか

相談にあたった B さんは、「これは金銭をめぐる紛争のように見えるが、紛争の問題ではない」「質問の立て方が違う」と感じました。つまり、①一方に「使ったら、きれいにする」という日本の文化、②他方に「部屋を返す時はそのままにしてよい」という母国の流儀があり、この 2 つを理解させないと解決はないと考えたのです。

そこで、A さんは、「誰が支払うべきか？」という質問を答える前に「日本の賃貸について考えてみましょう」と言って、次のように説明しました。

(1) まず、日本は賃貸契約を解除した時はきれいな状態（入居する前の状態）で返さなければならない。これによって、大家さんはきれいな部屋を次の入居者に提供することができる。従って、

たとえどんなにきれいに使っていても次の人が気持ちよく住めるように清掃をし、必要に応じて修理などもしなければならない。それは日本人の間では言わなくても理解されていることであり、その費用は借りる方が負担することになっている。契約書はそういう考え方で作られていることを確認する必要がある。

(2) 次は、実習先又は監理団体と技能実習生の間の契約である。A さんのため用意された社宅が第三者から借りたものである場合には借りた側（会社または労働者）が大家さんに対して清掃費用を支払わなければならない。実習先が自社の物を社宅にしている場合には入居者（労働者）が清掃費用を支払うべきということになる。

このような話をしていくと、A さんは「監理団体等から日本の文化や考え方をきちんと聞いたことはない」といいます。

そこで、B さんは、「確かに監理団体等も文化や考え方をきちんと伝える努力が必要です。しかし、技能実習生自身も一生懸命働いてきて、高い評価を得たいと願うのであるから、実習を通じて学んだ日本の考え方をもう一度考えてみてはどうか」といいました。そして、

ア.実習先との契約内容を確認する

イ.日本の習慣を理解した上で、方法を考える

ウ.最終的に人間対人間であるため円満に話すことが大事であるとアドバイスをしました。

■どのような結果になりましたか

A さんは、B さんのアドバイスを受けて考えたうえで、実習先の C 社長に、「有休はまだ残っていますが、有休はとりません。最後まできちんと頑張りたいです」と伝えました。

すると、C 社長は、びっくりしたような表情をしました。そして、「最後まできちんとするのは日本の文化です。よく学んでくれましたね」と笑顔になり、清掃費用はもう支払わなくていいと言ってくれました。